新型コロナウィルス等感染症対策ガイドライン

公益社団法人岡山県社会福祉士会

当ガイドラインは、厚生労働省が示している新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例をもとに、新型コロナウイルス等感染症対策における、岡山県社会福祉士会(以下、「本会」という)の運営及び事業実施上の留意点をまとめたものである。なお、当ガイドラインは、国又は県が発出する指針等により適宜見直すものとする。

1 基本的な考え方

- ○会員及び本会が実施する事業の利用者、その他関係する一般県民の生命や健康を最大 限に重視して行動する。
- ○運営及び事業実施の判断は、本会の「新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画(BCP)」を基とする。
- ○事業を実施する各委員会等は、必要に応じ、当ガイドラインに沿って個別の活動手順 を作成し、理事会の承認を得た上で各委員等に周知徹底する。
- 2 事務局職員・会員(役員を含む、以下同じ)の行動について
 - ○所属組織等の指針を最優先に行動する。
 - ○出勤時・来局時には、マスクの着用、手指の消毒、検温等の感染防止対策を行う。
 - ○不特定多数の人が大勢集まる場所(観光地、繁華街、歓楽街等)への外出は医療・福祉業種の特性を踏まえ、できるだけ自粛する。
 - ○外部研修への参加は、感染拡大傾向が高い特定警戒都道府県や流行地、海外には、原則として自粛をする。ただし、事業・資格維持のために必要な場合は、理事会へ事前に相談をした上で、3密を避け、マスク着用、手指消毒を徹底する。また、懇親会への参加や歓楽街への遊興は控える。
 - ○やむを得ず感染拡大傾向にある特定警戒都道府県や海外へ移動した場合は、旅行終了 後において、家庭内での感染防止対策を十分に実施し、発熱等体調変化がみられない 場合には、通常勤務や来局も可能とする。
- 3 本会任務による他法人等への訪問(面会・面談を含む)
 - ○原則、訪問先の指針に基づき対応する。
 - ○事前に先方と連絡をとり、感染防止対策についてお互いに確認をとった上で行動する。
 - ○訪問時にはマスクの着用、手指の消毒、検温等の感染防止対策を行う。
- 4 集合形式による研修及び会議等の企画準備
 - ○会場は、換気しやすく、3密(密閉、密集・密接)にならないように、収容定員が参加者数の2倍以上の会場を選択する。
 - ○受付時や研修中においても、参加者がソーシャルディスタンスを確保できる会場を選

択する。

- ○オンラインによる会議・研修実施が認められていて、かつ環境を整えることが可能な場合は極力オンラインによる実施に努める。
- ○感染拡大により、やむを得ず研修会等の前日又は当日に中止又は中断となる場合もあり得ることを参加者に事前に伝える。
- ○発熱、倦怠感などの体調不良がある場合や、身近で新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が出た場合は、研修会等の主催者へ報告すること及び参加を控えることを事前に伝える。
- ○所属機関に研修参加の了承を得ておくことを事前に伝える。
- ○研修等の当日はマスク着用や手指消毒等の感染防止対策が必要なことを伝える。
- ○研修会等の終了後に受講者の中で新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、保健所等関係機関に対して、個人情報の提供を行うことがあり得ることを事前に伝える。
- 5 集合形式による研修及び会議等の開催
- ○講師、スタッフ、参加者等はマスク着用、手指の消毒、検温を行い、体調不良者については参加を中止する。
- ○会場の換気(1時間ごと)を行う。
- ○人と人との間隔はできるだけ2m程度(最低1m)を確保するとともに、座席等の距離を十分に確保する。確保できない場合は、パーテーションを設置する。
- ○複数の人が触れるマイク、パソコン、ドアノブ、スイッチ、机などは適宜消毒する。
- ○会話や移動が伴うものについては3密に留意し、対面にならないようにするなど適切な感染防止対策を行う。
- 6 研修会等開催中に感染症への感染が疑われる者が出た場合
- ○体調不良を訴える者を速やかに別室に移動させる。本人から同意を得た上で、概ね 14 日以内に濃厚接触した可能性の有無等を聴取し、濃厚接触の可能性がある旨の説明が された場合、本人に対し、保健所に相談してみるよう説明する。
- ○研修会等の主催者は、症状が重篤な場合は保健所とも相談し、医療機関へ連絡する。
- ○研修会等の主催者は、PCR検査の結果、参加者の中から感染が確認された場合、保健所や会場管理会社等と連携の上、消毒等必要な措置を講じる。
- ○研修会等の参加者、スタッフ全員に対し、体調不良が生じた場合、保健所に相談する よう連絡する。
- ○上記連絡に当たっては、みだりに個人情報を流出させることがないよう留意するとと もに、過度な不安をあおる言動を慎む。

附則

この規程は、2020年11月13日から施行する。